

◎2014年6月定例会・一般質問

◎知事答弁

お答え申し上げます。まず、はじめに高齢社会における在宅緩和ケアの必要性でございませう。平成23年の全国調査によりますと、自宅で最期をすごしたいという方が約8割おられます。高齢化が進展し、がん患者が増加することに伴い、地域で療養する方も増えていくことから、在宅緩和ケアの必要性は高まるものと考えております。

在宅ホスピスボランティアの養成講座の意義についてお尋ねがございました。この養成講座は、患者や家族に寄り添い、終末期の療養生活における不安の軽減や支援を行うボランティアを育成することを目的に、平成19年度から実施をしております。在宅で最期を迎えたいとお考えになる患者さんとご家族にとりまして、ボランティアによる支えというは心強く、ありがたいものであると考えております。そうしたボランティアを養成していきますことは大変有意義なものであると考えております。

次に、在宅緩和ケア体制についての取り組みでございませう。県では、在宅緩和ケア体制を推進するために、病院と診療所との連携の強化、医師と看護師、リハビリ専門職等多職種によりますチーム医療の推進のための研修、高度なケアが提供できる訪問看護師のスキルアップ研修、そういったものに取り組んでまいりました。

今後も引き続き、高齢社会を見据え、市町村とも協力をしながら、それぞれの地域の実情に合った在宅緩和ケア体制の整備に努めてまいります。

在宅緩和ケアに携わるボランティアの育成についてでございませう。今後、地域包括ケアを構築していく上で、住民に身近な市町村の役割というのは大きくなってまいります。県としましては、そうした市町村、そしてまた医療機関に対しまして、在宅緩和ケアの必要性について、その理解を求めてまいりますとともに、市町村がボランティアの育成に取り組む際には、私ども県が養成講座でこれまで培ってまいりましたノウハウを活かして、それを支援してまいりたいと考えております。

次に、感染症指定医療機関について、お尋ねがございました。感染症指定医療機関は、新型インフルエンザなど県民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の患者に対しまして入院治療を行い、重症化を防ぐとともに、周囲への感染症のまん延を防止する重要な役割を担っております。

この医療機関におきましては、感染症法に基づきまして、感染症患者が入院する際には、外来者と接触しない入院経路が確保される、それから感染症患者が入院治療をしている病室の空気が室外に漏れない構造にしていくこと、そういったことが求められております。

また、医療従事者が患者に直接接触する際は、マスクや専用のガウンを着用すること、また感染症患者に使用した注射器等を廃棄する際は消毒を行うこととされております。

このように外来者や他の入院患者、医療従事者への感染防止について万全が期されておりますことから、感染症指定医療機関は安全性が担保されている、このように考えております。

感染症指定医療機関の指定についてでございます。指定医療機関は、感染力の強い感染症の患者さんが入院すること、また、感染症未発生の時は、未発生の場合は、その病床が使われません。そのことから不採算施設となりやすいという面があります。そういうことから、指定を受ける医療機関の理解がなかなか得にくいという側面がございます。

そのため、感染症病床の意義でありますとか、その安全性を丁寧に説明し理解を得たうえで、順次、指定してきているところであります。

現在、県内で感染症病床が 10 床不足しておりまして、必要とされる病床数を満たすため、感染症指定医療機関の指定を早急に進めてまいります。

次にその対策の周知についてでございますけれども、感染症の発生予防とまん延防止のためには、感染症に関する正しい知識の普及を図り、県民の皆様の理解を得ていくことが重要と考えております。このため、県では、感染症の発生状況、その予防策、感染症指定医療機関の役割やその指定状況など、感染症対策にかかわります情報について報道機関やホームページ等を通じまして、今後とも県民の皆様にしつかり周知を図ってまいります。

次に、重篤な患者を対象とした救急医療体制の整備について、お尋ねがございました。本県では、従来、国の示した「概ね人口 100 万人あたりに 1 カ所」、そういう基準に基づきまして、救命救急センターを整備しておりました。

平成 17 年に、三次救急医療のニーズの状況を踏まえ、地域における救急医療の確保をより一層図る観点から、救急医療関係者で構成する救急医療協議会、この意見を踏まえ、県として「概ね人口 50 万人あたりに 1 カ所」を目安とする整備方針を決定したところであります。

この方針に基づき、平成 18 年には 2 カ所の救命救急センターを指定し、現在、8 カ所の救命救急センターで重篤な患者さんの受け入れを行っております。また、議員もお触れになりましたが、福岡東医療センターの新たな救命救急センター指定に向けまして、現在準備を進めておりまして、近く、救急医療協議会を開催したいと考えております。このようなことから現時点では、本県における救急医療体制については確保されていると考えております。

今後、人口の増減、高齢化の進展、疾病構造の変化、医療機関の状況などを見ながら、救命救急センターの整備を行ってまいります。

次に、ラグビーワールドカップの試合会場誘致について、お尋ねがございました。組織委員会への試合会場の希望自治体のエントリーの締め切りは今年 10 月末となっております。来年 3 月には、議員も触れられましたように、開催地が決定する予定となっております。

県といたしましては、福岡市、北九州市の意向を踏まえ、4 月に宗像市で開催されましたワールドユース大会の機会を利用いたしまして、その時参加した 10 カ国のチームの関係者、あるいは日本ラグビー協会会長、森(元)総理もお越しになりましたが、その方々に対しまして施設の情報や本県の交通の利便性、豊かな食や観光といった魅力について PR を行ったところであります。

また、5 月には私が直接、組織委員会のほうを訪問しまして、本県での試合開催を要望したところでございます。

日本代表や強豪チーム同士の試合誘致についてでございますが、組織委員会では、開催する試合のランクによりまして会場の観客収容能力の目安というものを示しております。会場の選定に当たっては、この収容能力の目安のほかに、グラウンドの状態や付帯設備、交通インフラなどの開催都市としての基盤的な能力、誘致に向けた県民の機運、地域の住民の機運の高まりも重要な要素であるというふうに認識しております。

また、ラグビーがジュニアからシニアまで大変盛んな本県におきましては、毎年、ワールドユースラグビーが開催をされております。また、一昨年のごとでございますが、ゴールデンオールディーズも開催されたわけでありまして、こうした国際大会開催の実績でありますとか、海外とのこれまでのネットワークというものを有していることは、これらも日本ラグビー協会や組織委員会の高い評価を受けているところでございます。

県といたしましては、出来る限り、強豪チーム同士の試合など特に注目の集まる試合の誘致が実現するよう、今後とも両政令市としっかりスクラムを組んで、日本ラグビー協会や組織委員会に対しまして、本県の優位性、魅力というものをアピールするなど積極的に取り組んでまいります。

(質問に対する答弁漏れの指摘あり) どうも失礼いたしました。在宅ホスピス養成講座の意義について、お尋ねがございましたが、ボランティアの養成は有意義であると答えしましたが、その次の、少し言い足したいことがございますので、言わせていただきます。

ボランティア活動によって得られた成果と課題についてお尋ねがあったわけでございます。これについてお答えをさせていただきます。この講座を受講した方は、これまで1400名おられまして、そのうち100名の方がボランティアとして現在活動中でございます。患者や家族からは、最期まで自宅で療養できたことに対する満足感でありますとか、家族とともに有意義な時間が過ごせたという感謝の声がよせられているところでございます。

これらの養成講座の課題につきましては、患者や家族、医療機関の中には、ボランティアの存在というのが必ずしも認識されていないところがありまして、養成されたボランティアが十分に活用されていないという実態もございます。このため、患者や家族、医療機関に対しまして、ボランティアの存在、またその活動内容について、周知を図ってまいります。

◎田辺の再登壇・要望

ご答弁をいただきました。

知事は、一番最後の答弁で、本県が進めてきた在宅ホスピスボランティアについて、県民の皆さんにボランティアの存在が認識されていなかったり、活用が十分ではないという実態を課題として挙げていただきました。そのうえで、周知を図っていく方針を示していただいております。知事におっしゃっていただきました100名ほど、いま8年ほど取り組んできてボランティアの方々が入内している、と。こうした方々はもちろん周知、多くの人に知ってもらわなければ、せっかくのボランティアももったいないことになるということ、もうひとつ地域偏在の問題もあると思います。しっかりと県内全域にこうしたボランティアの方々が入内していくように取り組んでいかなければならないと思います。

先ほど知事はですね、ボランティアの存在は患者や家族にとって有意義、という声を挙げていただきましたが、実は医療関係者からも「患者のご家族はボランティアの人たちに心を開き、生活の不安や悩みというものを打ち明けてくれる」といったことが、お医者さんや訪問看護師さんにとってもプラスになっているという声もあります。こうした医療・介護に携わる側にとっての療養への取り組みのメリットもありますので、ぜひとも頑張してほしいと思います。

そして先ほど指摘しましたように、どうやったら全域にこれを広げていくかということだと思います。答弁では、これまで培ってきた県のノウハウというものを生かし、市町村支援に取り組む考えも示していただきました。超高齢社会を見据えたこれからの医療と介護の体制を整備する主体はまさに市町村でありまして、本県の保健医療計画にも掲げていることを踏まえまして、県内全域にボランティアを広げていくためには、

市町村との連携は不可欠です。

本日も答弁いただいたこれらの方針をしっかりと踏まえまして、取り組んでいただきたいと思います。

また、感染症指定医療機関に関しましては、「早急に」という表現で決意を示していただいたことを評価いたしたいと思います。これは危機管理の問題でもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、ラグビーワールドカップの試合会場誘致に関しても、やはり子どもたちに夢を与えるという視点を考えますとですね、第1層と呼ばれていますけれども世界の強豪10チーム同士、これが戦う試合というものも、果たして観客収容能力を乗り越えて、本県に持ってこられるかどうかというのは重要なところですが、知事は強豪国同士の対戦というものを持ってくるんだという姿勢を示していただきました。あと4か月でエントリー(の締め切り)が来ますので、両政令市とこういった具体的な課題を乗り越えていただき、誘致の実現に向け、頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。